

# 令和6年4月1日から※ BSE検査対象が変わります

※死亡獣畜処理指示書の発行日(検案日)が令和6年4月1日以降の死亡牛から適用

## ポイント

- 1 96か月齢以上の死亡牛検査が**廃止**
- 2 月齢に関係なく下記の牛が対象
  - ① 起立不能等であった死亡牛
  - ② BSEを疑う症状のあった死亡牛
- 3 ①②のうち、検査が必要となる牛を、**獣医師が判断**

## お願い

- 死亡牛の検案時には、裏面のフローチャートにより**検査の要否を判断**してください
- 死亡獣畜処理指示書に、判断結果と根拠を漏れなく記載(チェック)願います

詳しくはこちら

北海道渡島総合振興局 渡島家畜保健衛生所ホームページ

<https://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/177546.html>



ご不明な点がございましたら、お問い合わせください  
北海道渡島家畜保健衛生所：電話番号 0138-49-5444

# 死亡牛のBSE検査対象牛確認フローチャート（令和6年4月～）

特定症状があった牛ですか？

## 【特定症状】

- i 興奮しやすい
- ii 音・光・接触に対する過敏な反応
- iii 群内序列の変化
- iv 搾乳時の持続的な蹴り
- v 頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し
- vi 扉・柵等の障害物回避困難

はい

### ① BSE 検査対象

BSE検査「要」に✓  
特定症状「有」に✓

従来の様式使用時は  
BSE検査「要」に✓  
「特定症状」と加筆

いいえ

以下の疾患を疑った牛  
ですか？

## 【7疾患】

- ・ヒストフィルス・ソムニ感染症
- ・リステリア症
- ・大脳皮質壊死症
- ・脳炎
- ・脳脊髄炎
- ・髄膜炎
- ・全身に異常が見られる  
中枢神経麻痺又は  
中枢神経系腫瘍

はい

### ② BSE 検査対象

BSE検査「要」に✓  
7疾患に✓

従来の様式使用時は  
BSE検査「要」に✓  
「7疾患」と加筆

いいえ

歩行困難、起立不能を呈していま  
したか？

はい

以下の疾患を疑った牛ですか？

## 【8疾患】

- ・低カルシウム血症
- ・マグネシウム欠乏症
- ・乳熱
- ・末梢神経系腫瘍
- ・閉鎖神経麻痺
- ・大腿神経麻痺
- ・坐骨神経麻痺
- ・その他末梢神経麻痺の症状を呈し  
感染症を疑わない牛（ダウンー症候群、  
頸髄症、変形性脊椎症、脳軟化症、てんかん、  
顔面神経麻痺、三叉神経麻痺、肩甲上神経麻痺、  
橈骨神経麻痺、腓骨神経麻痺、脛骨神経麻痺など）

はい

臨床検査のみで診断しましたか？

はい

### ③ BSE 検査対象

BSE検査「要」に✓  
8疾患に✓

従来の様式使用時は  
BSE検査「要」に✓  
「8疾患」と加筆

いいえ

いいえ

下記の症状が  
進行性に認められて  
いましたか？

## 【BSE関連症状】

- ・沈鬱
- ・緊張
- ・目・耳の左右非対称  
かつ過剰な動き
- ・流涎の増加
- ・鼻を舐める動作の増加
- ・歯ぎしり
- ・振戦
- ・過剰な発声
- ・パニック反応
- ・過剰な警戒

感染症、  
代謝性、  
外傷性、  
腫瘍性、  
毒性の  
原因で説明で  
きる場合は  
検査対象外

いいえ

はい

### ④ BSE 検査対象

BSE検査「要」に✓  
BSE関連症状に✓

従来の様式使用時は  
BSE検査「要」に✓  
「BSE関連症状」と加筆

生化学検査や  
病理学的検査等  
により確定診断  
した場合は  
検査対象外

BSE検査「否」に✓